

○白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金交付要綱

令和7年3月24日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内交通事業者が行う運転手確保の取組を支援し、持続可能な地域公共交通の構築及び活性化を図るため、当該交通事業者が行う取組に係る経費に対して、白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成10年白岡町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受け、同法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第4条の許可を受け、同法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 乗務員 乗合バス事業者又はタクシー事業者に雇用されている者で、運転業務に従事するものをいう。
- (4) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第4項に規定する大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許をいう。
- (5) 指定教習所 法第99条により指定された自動車教習所をいう。
- (6) 免許試験 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「法施行規則」という。）第23条に規定する適性試験、法施行規則第24条に規定する技能試験又は法施行規則第25条に規定する学科試験をいう。

- (7) 受験資格特例教習 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条第5項に規定する教習をいう。

（交付対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる交通事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 市内を運行する乗合バス事業者で、輸送の実績を有するもの

イ 市内に本社又は主たる事務所を有するタクシー事業者で、白岡駅前広場又は新白岡駅前広場の乗入営業承認その他これに類する承認を受けているもの

- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を継続する意思がある者

- (3) 市税の滞納がない者

（交付対象事業、交付対象経費、基準額及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、補助金の基準となる額（以下「基準額」という。）及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 交付対象事業の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、毎年度4月1日から当該年度の2月末までとする。

（申請書の様式等）

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は、様式第1号の白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金交付申請書及び様式第2号の事業報告書のとおりとする。

- 2 規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長の定める事項を記載した書類は別表第2に掲げる書類とする。

- 3 第1項の申請書の提出期限は、当該年度の3月15日（この日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）までとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第3号の白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金交付決定通知書のとおりとし、同条第2項の規定による通知は、様式第4号の白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金不交付決定通知書により行うものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第5号の白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 規則第15条の報告書の提出は要しないものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長は、必要があると認めるときは、補助金に係る事業の実施状況の報告を求めることができる。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

交付対象事業、交付対象経費、基準額及び補助金の額

交付対象事業	交付対象経費	基準額	補助金の額
1 第二種免	乗務員であって、市内の営	予算の範囲	交付対象経

<p>許取得支援事業</p>	<p>業区域の運行に従事するもの（以下「交付対象乗務員」という。）が第二種免許の取得に要した経費のうち、次に掲げる経費。ただし、この事業による補助は、交付対象乗務員1人につき1回限りとする。</p> <p>(1) 指定教習所の入所に要した経費、指定教習所における第二種免許の取得に必要な技能及び知識の教習に要した経費</p> <p>(2) 免許試験に要した経費</p> <p>(3) 受験資格特例教習に要した経費</p>	<p>内において、交付対象事業者1者当たり20万円を上限とする。</p>	<p>費の合計額に2分の1を乗じて得た額と基準額を比較し、いずれか低い額</p>
<p>2 乗務員確保支援事業</p>	<p>1 求人に関する印刷製本費、広告宣伝費等</p> <p>2 雇用している交付対象乗務員に対し、安定的な雇用を図るために支給した手当等の経費</p>		

備考1 交付対象事業者が乗務員確保支援事業を行う場合で、交付対象乗務員以外の乗務員確保支援事業を合わせて実施するときは、交付対象経費×（市内の営業区域を運行する車両台数÷交付対象事業者が有する全ての車両台数）により算出された額に2分の1を乗じて得た額と基準額を比較し、いずれか低い額の1,000円未満を切り捨てた額を補助金の額とする。

2 国、埼玉県その他の団体からの補助金等を経費の一部に充当する場

合は、当該補助金等を充当する経費から当該補助金等の額を除いた額を交付対象経費とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第5条関係）

添付書類

<p>共通 （第二種免許 取得支援事業 及び乗務員確 保支援事業）</p>	<p>1 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書、更新許可書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し</p> <p>2 乗合バス事業者にあつては、市内を運行する乗合バス事業に係る運行実績を確認できる書類の写し、タクシー事業者にあつては、白岡駅駅前広場又は新白岡駅駅前広場の乗入営業承認その他これに類する承認を受けたことを確認できる書類</p> <p>3 事業報告書に掲げる経費の支出を確認できる領収書等の写し</p> <p>4 交付対象乗務員の個人情報に関する同意書</p> <p>5 その他市長が必要と認めるもの</p>
<p>第二種免許取 得支援事業</p>	<p>1 交付対象乗務員が第二種免許を取得したことを証明する書類</p> <p>2 交付対象乗務員が現に市内の営業区域の運行に従事していることが分かる書類</p>
<p>乗務員確保支 援事業</p>	<p>求人広告の成果物</p>

様式第1号（第5条関係）

白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）白岡市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者

白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金の交付を受けたいので、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額

補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	円
---------------------------	---

2 添付書類

<input type="checkbox"/>	共 通 (第二種免許取得支援事業及び乗務員確保支援事業)	事業報告書【様式第2号】
<input type="checkbox"/>		一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書、更新許可書その他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し
<input type="checkbox"/>		乗合バス事業者にあつては、市内を運行する乗合バス事業に係る運行実績を確認できる書類の写し、タクシー事業者にあつては、白岡駅駅前広場又は新白岡駅駅前広場の乗入営業承認その他これに類する承認を受けたことを確認できる書類
<input type="checkbox"/>		事業報告書に掲げる経費の支出を確認できる領収書の写し
<input type="checkbox"/>		交付対象乗務員の個人情報の提供に関する同意書

<input type="checkbox"/>	第二種免許 取得支援事 業	交付対象期間中に交付対象乗務員が第二種免許を取得 したことを証明する書類
<input type="checkbox"/>		交付対象乗務員が現に市内の営業区域の運行に従事し ていることが分かる書類
<input type="checkbox"/>	乗務員確保 支援事業	求人広告の成果物



様式第3号（第6条関係）

白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のあった白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金については、次のとおり決定したので、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件

補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間これを保管すること。

様式第4号（第6条関係）

白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のあった白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金については、次のとおり不交付の決定をしたので、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

不交付の理由

様式第5号（第7条関係）

白岡市地域公共交通従事者確保支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）白岡市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知を受けた白岡市  
地域公共交通従事者確保支援事業費補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

振込口座	金融機関名		支店名						
	預金種目		口座番号						
	フリガナ								
	口座名義								